

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和7年6月30日（月） 号外第71号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（27）（家庭支援課）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（28）（住宅政策課）・・・・・・・・・・ 5
◇ 告 示	建築物の定期調査の細目、方法及び結果の判定基準（424）（〃）・・・・・・・・・・ 6

公布された規則のあらまし

◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

児童福祉法施行令の一部が改正され、指定小児慢性特定疾病医療支援に係る負担上限月額等の算定における医療費支給認定保護者等の所得区分の見直しが行われたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次に掲げる様式を改める。

- ア 小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請書
- イ 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の支給申請書
- ウ 障害児入所支援負担上限月額等算定必要事項変更届出書

(2) 施行期日は、令和7年7月1日とする。

◇鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

建築物の定期調査項目等を定める国土交通省告示が改正され、常閉防火扉等に係る定期報告が防火設備点検又は建築設備点検（特定行政庁が規則で定める場合に限る。）により行うこととされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 特殊建築物の定期調査に付加する調査の項目は次に掲げる項目とし、その細目、方法及び結果の判定基準は、知事が告示で定めるものとする。

- ア 各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉
- イ 居室の換気
- ウ 特別避難階段
- エ 防煙壁
- オ 排煙設備
- カ 非常用エレベーター
- キ 非常用の照明装置

(2) 施行期日は、令和7年7月1日とする。

規 則

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前					
様式第2号（第3条関係） （表面） 略 （裏面）				様式第2号（第3条関係） （表面） 略 （裏面）					
支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）				支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）					
略				略					
略				略					
【所得区分】 受診者の加入する医療保険が国民健康保険である場合は、当該国民健康保険に加入する世帯員全員の市町村民税（所得割）課税額の合計により、国民健康保険以外である場合は医療保険の被保険者（申請者又は受診者）の市町村民税（所得割）課税額により、それぞれ判断してください。				【所得区分】 受診者の加入する医療保険が国民健康保険である場合は、当該国民健康保険に加入する世帯員全員の市町村民税（所得割）課税額の合計により、国民健康保険以外である場合は医療保険の被保険者（申請者又は受診者）の市町村民税（所得割）課税額により、それぞれ判断してください。					
課税 の 区 分	課税額	所得 区分	略	課税 の 区 分	課税額	所得 区分	略		
略				略					
市 町 村 民 税 非 課税	0 円	年収額が <u>809,000</u> 円以下		略	市 町 村 民 税 非 課税	0 円		年収額が <u>80万円以</u> <u>下</u>	略
		年収額が <u>809,001</u> 円以上		略				年収額が <u>80万1円</u> <u>以上</u>	略
略				略					
様式第25号の2（第15条の2関係） （表面） 略 （裏面）				様式第25号の2（第15条の2関係） （表面） 略 （裏面）					
障害児 入所支	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する事項（IIの 軽減措置適用前）			障害児 入所支	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する事項（IIの 軽減措置適用前）				

援負担 上限月 額等の 算定の ための 必要事 項	下記の区分に該当します。 (当てはまるものに○をつける。 いずれにも当てはまらない場合は、 空欄とすること。) 1 略 2 市町村民税非課税世帯に属する 者であって、合計所得金額及び障 害者基礎年金等の収入の合計額が <u>809,000円以下</u> のもの 3 略	援負担 上限月 額等の 算定の ための 必要事 項	下記の区分に該当します。 (当てはまるものに○をつける。 いずれにも当てはまらない場合は、 空欄とすること。) 1 略 2 市町村民税非課税世帯に属する 者であって、合計所得金額及び障 害者基礎年金等の収入の合計額が <u>80万円以下</u> のもの 3 略
いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申 請すること。ただし、事実関係を個人番号を利用して 確認できるときは、その添付を省略することができる。 (注1)・(注2) 略		いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申 請すること。ただし、事実関係を個人番号を利用して 確認できるときは、その添付を省略することができる。 (注1)・(注2) 略	
略		略	
様式第25号の9 (第15条の6 関係) 障害児入所支援負担上限月額等算定必要事項変更届出 書 職 氏名 様 次のとおり届け出します。 届出年月日 年 月 日		様式第25号の9 (第15条の6 関係) 障害児入所支援負担上限月額等算定必要事項変更届出 書 職 氏名 様 次のとおり届け出します。 届出年月日 年 月 日	
略		略	
変更の 内容	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する事項 下記の区分に該当 (変更) しま す。 (当てはまるものに○をつける。 いずれにも当てはまらない場合は、 空欄とすること。) 1 略 2 市町村民税非課税世帯に属する 者であって、合計所得金額及び障 害者基礎年金等の収入の合計額が <u>809,000円以下</u> のもの 3 略	変更の 内容	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する事項 下記の区分に該当 (変更) しま す。 (当てはまるものに○をつける。 いずれにも当てはまらない場合は、 空欄とすること。) 1 略 2 市町村民税非課税世帯に属する 者であって、合計所得金額及び障 害者基礎年金等の収入の合計額が <u>80万円以下</u> のもの 3 略
略		略	
添付書類 略		添付書類 略	

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第28号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊建築物の定期報告)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 平成20年国土交通省告示第282号（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件）第2の規定により付加する同告示第1第1項第1号に掲げる建築物の法第12条第1項に規定する調査の項目は、次に掲げる項目とし、その細目、方法及び結果の判定基準は、知事が告示で定める。</u></p> <p><u>(1) 各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉</u></p> <p><u>(2) 居室の換気</u></p> <p><u>(3) 特別避難階段</u></p> <p><u>(4) 防煙壁</u></p> <p><u>(5) 排煙設備</u></p> <p><u>(6) 非常用エレベーター</u></p> <p><u>(7) 非常用の照明装置</u></p> <p>3 略</p>	<p>(特殊建築物の定期報告)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

告 示

鳥取県告示第424号

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）第5条第2項の規定に基づき、建築物の定期調査の細目、方法及び結果の判定基準を次のとおり定め、令和7年7月1日から施行する。

令和7年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査細目		調査方法	判定基準
各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
	扉の固定の状況	目視等により確認する。	扉が開放状態に固定されていること。
常閉防火扉のうち人の通行の用に供する部分に設ける扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	昭和48年建設省告示第2563号（防火区域に用いる防火設備等の構造方法を定める件）第1号の規定に適合しないこと。
居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
非常用エレベーター	乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
	照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。